

法政大学における公的研究費等の不正防止計画（第三次）

総長 田中優子

本学では、文部科学省等その他公的機関から配分される競争的資金等（以下、「公的研究補助金等」という。）の適正な使用を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定 2014（平成26）年2月18日改正）に基づき「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」を全面改正し、不正防止体制に基づく不正防止計画を定め、公的研究補助金等の経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保するため、不正防止計画（第三次）を策定し、実施する。

【責任体系の明確化】

本学は、公的研究補助金等の運営・管理を適正に行うために、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

1	最高管理責任者（総長）は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って、公的研究補助金等の運営・管理が行えるよう適正に学内調整を図る。
2	統括管理責任者（学術支援本部担当常務理事）は、責任を持って公的研究補助金等の運営・管理が行えるよう、基本方針に基づき、全学の具体的対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する義務を負う。
3	コンプライアンス推進責任者（学術支援本部担当常務理事）は、全学的な不正防止を図るためにコンプライアンス研修の実施と受講状況を管理監督する。
4	経理統括管理責任者（研究開発センター室長）は、関係法令、学内諸規程に従った公的研究補助金等の執行・管理に関する統括事務及び部局キャンパス責任者とともに公的研究補助金等に関する事務を適正に行うための必要な措置を講じる。また、公的研究補助金等に関わる構成員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善・指導を行う。

【適正な運営・管理に関する整備】

A. ルールの明確化・統一化

<リスク要因>

公的研究補助金等に関わる構成員の理解度の安定と事務担当者間でのルール解釈相違による運用の誤り。

1	本学は、公的研究補助金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって解りやすいよ
---	--

	うにルールを定め、ルールと運用実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整え常に見直しを行う。 <研究費使用要領><科学研究費助成事業取扱要領>
2	本学としてのルールの統一を図り、ルール解釈についても三キャンパスの統一的運用を図る。

B. 職務権限の明確化

<リスク要因>

ルール解釈相違による運用の誤り。

1	公的研究補助金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、学内で合意形成を得、明確に定めて理解を共有する。
2	業務分担の実態を公的研究補助金等に関わる職務権限規程に反映する。

C. 意識の向上

<リスク要因>

公的研究補助金等に関わる構成員に対し、情報提供、ルール解説を行わないことによる理解度不足。

1	公的研究補助金等の運営・管理に関わる構成員に、どのような行為が不正に該当するのか、またルールを理解してもらうためのコンプライアンス研修を毎年実施する。
2	コンプライアンス研修では、受講者の受講状況及び理解度を把握するためのアンケート調査を実施する。
3	公的研究補助金等の関係法令、本学の諸規程及びルール等を遵守する義務を負っていることを理解していただき、公的研究補助金等に関わる構成員から誓約書の提出を求める。
4	公的研究補助金等の運営・管理に関わる構成員に対し行動規範を策定し、周知する。

D. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程整備

<リスク要因>

処分等を公正かつ厳正に行えないこと。

1	学内外からの通報等（学内外からの不正疑惑の指摘、本人からの申し出等）を受付ける窓口を監査室とする。
2	不正に係る情報が、担当窓口（監査室）から速やかに最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
3	次の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査体制・手続き等を明確に示した規程等を整備する。 <公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程> （ア） 通報等の取扱い （イ） 調査委員会の設置及び調査

	(ウ) 調査中における公的研究補助金等の一時的執行停止 (エ) 不正使用の有無の認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等
4	懲戒の適用にあたっては、大学教員就業規則又は職員就業規則の懲戒の規定を適用し処分する。

【不正防止計画の策定・実施】

<リスク要因>

不正発生要因の把握が不十分。

1	研究開発センターは、不正防止計画推進部局として、本学全体の不正防止計画の推進を担当し、具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
2	最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、自らも不正防止計画の進捗管理に努める。

【公的研究補助金等の適正な運営・管理】

<リスク要因>

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。取引業者との癒着を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、内部監査の一つとして公認会計士による実効性のあるチェック体制を整備し、不正が起こらない体制をとる。

1	予算の執行状況を検証し、実態と合っているかを確認する。予算執行が当初計画と比較して著しく遅れている場合は、研究計画遂行上に問題がないかを確認し、問題があれば改善策を講じる。
2	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
3	公的研究補助金等に関わる構成員と取引業者との癒着を防止する対策を講じる。不正取引に関与した取引業者への取引停止処分等を規程に定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、取引業者には、本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求める。
4	発注業務については、原則として事務局（研究開発センター）が実施することとする。物品検収は財源、金額に関係なく、全て検収センター等が実施する。
5	研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による一定金額以下の発注を認め、ルールに基づき運用する。その際の、研究者の権限と責任について、コンプライアンス研修等により周知する。
6	物品等を出張先での購入・使用の場合など急ぎの使用が必要なときは、写真検収による代替手続により物品検収する。
7	特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器保守・点検等）に関する物品検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用す

	る。
8	換金性の高い物品については、備品登録対象金額以下のものであっても、専用の管理番号シールを貼付し管理する。
9	研究者の出張計画の実行状況等を、報告書（研究課題の研究遂行に必要であったことの説明責任を果たすため）及び宿泊事実確認等により把握・確認できる体制とする。

【情報発信・共有化の推進】

<リスク要因>

社会への説明責任を果たせなくなること。

1	公的研究補助金等の使用に関するルール等について、相談窓口を市ヶ谷キャンパス、多摩キャンパス、小金井キャンパスの研究開発センター事務課に設置する。
2	公的研究補助金等の不正への取組みに関する本学の方針等をホームページにて公表する。

【モニタリングのあり方】

<リスク要因>

不正の発生。

1	公的研究補助金等の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び内部監査制度を通して実施する。
2	監査部門（監査室・監事・監査法人）は、毎年度定期的に会計書類の形式的要件が具備されているか等、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、公的研究補助金等の管理体制の不備の検証を行い、必要に応じて研究者に対し文書で指導する。
3	監査部門は、上記2に加え、不正防止計画推進部局との連携を強化し、本学の実態に即して不正発生要因を分析したうえで、それらの不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。
4	監査部門は上記2・3の検証結果を踏まえ、不正とみなされる恐れがある場合は研究者に対し直接指導する。
5	監査部門である監査室、監事及び監査法人の連携を強化する。
6	本学は、文部科学省が実施する調査について協力する。